

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
12月16日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）……………
- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………
- 平成二十九年産麦類の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………
- 指定施業要件の変更予定保安林（岩国市）（森林整備課）……………
- 指定施業要件の変更予定保安林（森林整備課）……………
- 公告
一般競争入札の実施（水産振興課）……………
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十四号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一九及び二〇中「のもの」の下に「（非常用のものを除く。）」を加える。

別表第九の九の項中「別表第二の一〇の項」を「別表第二の九の項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 住 住 術 者 所 指定年月日

今津 和枝 山口市東山二丁目二番八号 平成二八、八、一〇

山口県告示第四百七号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十九年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名	面積（アール）
宇部市	四〇五
山口市	一、〇〇六
防府市	二、一一二
山陽小野田市	二八〇

山口県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第六百四号（三）に係るものに限る。）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 岩国市柱島字上庄五五、二七七から二八〇まで、二八一の一、二八一の三、二八二、二八三の一、字鍛冶屋五六の一、五六の二、二四九の一、二五〇から二五三まで、一五二三、字奥鴨ヶ迫六一二の三、六一二の四、六一三、六一二の一から六一二の三まで、一五一一、小瀬字稲迫一五一、二〇八、天尾字貸床二〇九、二一二、二二二、字麻付川二二三（次の図に示す部分に限る。）、美川町四馬神字八ヶ尻九七六の一、九七八、九七九の一、九七九の二、九八〇から九八二まで、字天竺一一三五三の一、一一三六三の一、字市井木一二二〇七の一、美川町南桑字カシ原一一六六三の一、一一六六三の三、一一六六三の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市美川町四馬神字天竺一一三五三の一・字市井木一二二〇七の一（以上二

筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第三百三十号（一）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第四百三十六号（二）に係るものに限る。））、保安林の指定をする件（平成六年農林水産省告示第十二百八十四号（二）に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第七百四十二号（二）に係るものに限る。））に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字萩原字今道二三、二四の八、豊田町大字今出字落合六二六、六三

〇、六三七、字岸田山六二九、字洗川六三一、字東畑六五七、六五七の二から六五七の五まで、六五七の一七、六五七の三〇、六五七の三四から六五七の三六まで、六五八、六六〇の二から六六〇の三まで、八五二、字鍛冶屋分六五九、字段の上六六一の一、六六一の二、六六二の一、六六二の二、六六二の四、字段の山六六三、字惣大畑八二〇、八三〇、八三五の一、八三五の二、八三五の一四、一八五七の二から一八五七の三まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊浦町大字小串字小野坂二〇五、字上小野坂八七八、豊田町大字今出字水頭四〇〇、四〇二、豊浦町大字川棚字長池二二八七の一、二二八八の一、二二八九、字福万一三〇〇、一三〇二、豊浦町大字字賀字水地一七〇一、一七〇四の一、一七〇四の二、一七〇五から一七〇八まで、一七一〇、一七一一の一、一七一一の二、一七一一の三から一七一六まで、一七一七の一、一七一七の二、一七一八、一七二一、一七二二の一、一七二二の二、一七二三、四四四三から四四四六まで

宇部市大字川上字狸原六九七の一、六九七の二、六九七の一、六九七の一九、六九七の四一、六九七の六八、六九七の六九、六九七の七四、六九七の七九、六九七の八五、六九七の八六、六九七の九三、六九七の九六、六九七の一〇〇、字鳥帽子岩六九七の三、字大固屋七一四の一、七一四の二、七一四の四、七一四の五、七一四の二八、七一四の三五から七一四の四〇まで、七一四の四六から七一四の五七まで、七一四の六一から七一四の六九まで、七一四の七一から七一四の七七まで、七一四の八三、七一四の八七から七一四の九〇まで、七一四の九三、七一四の九五、七一四の一

一一、七一四の一七、七一四の二一九、七一四の二二二、七一四の二二二、七一四の二二五から七一四の二三〇まで、七一四の二三二から七一四の二三七まで、七一四の二四〇、七一四の二四三から七一四の二四七まで、七一四の二五一、字西中石七五五、字男山七五五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字今出字大浴七七四の一、七七四の二、字北ヶ迫七九〇、七九二の

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇部市大字末信宇鳥越七の一、字差直七の二・字田代平一〇三の一・大字川上宇鳥帽子岩六九七の三・字大固屋七一四の一・字男山七五五の一から七五五の三まで・大字上宇部字柳平山七一四の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、七一四の二から七一四の四まで、七一四の一〇、大字吉見字六郎ヶ浴一〇三七の二・字水木ヶ浴一〇三七の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、宇部市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び宇部市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(五〇二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年十二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十七号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十九年一月二十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年一月三十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

平成二十八年十二月十六日印刷
 平成二十八年十二月十六日発行

発行所
 山口県知事庁

県の教育委員会の 委員長及び委員の 解職の請求	副知事並びに 管理委員、監査委 員及び公安委員の 解職の請求	知事の解職の請求	県議会の議員の解職 の請求
地方教育行政の組 織に関する法律第 八条第一項	地方自治法第八十 六条第一項	地方自治法第八十 一条第一項	地方自治法第八十 一条第一項
二四八、六五六	二四八、六五六	二四八、六五六	岩国市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 周防大島市選挙区 上関町選挙区 平生町選挙区